

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 一八二
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 一八二
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 一八二
- 県営土地改良事業計画を定めた件二件 一八三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 一八三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 一八三
- 保安林の指定をする件 一八三
- 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件 一八四
- 道路の供用を開始する件 一八五
- 落札者を決定した件 一八五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 一八五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 一八五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 一八六

公 告

- 平成二十四年五月二十五日付け定例第二千三百八十七号中
正 誤 一八七

告 示

福島県告示第二百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年六月一日

名 称 所 在 地 福島県知事 佐 藤 雄 平
指 定 年 月 日

浪江町国民健康保険仮設津 二本松市油井字長谷堂二三〇 平成二十四年一月一日

島診療所 伊達市保原町上保原字中ノ台四一二〇 同 年四月一日

医療法人秀浩会池田皮膚科 クリニック 東白川郡棚倉町大字流字森ノ内五二 同

医療法人久慈会東白川中央 南相馬市原町区東町一―七一―三 同

すわん薬局 原町店 同

（社会福祉課）

福島県告示第二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十四年六月一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

名	変 更 前	変 更 後	所 在 地
財団法人穴澤病院	公益財団法人穴澤病院	会津若松市宮町一―一	

（社会福祉課）

福島県告示第二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十四年六月一日

福島県知事 佐 藤 雄 平

名 称 所 在 地 福島県知事 佐 藤 雄 平
指 定 年 月 日

医療法人社団川桁医院 耶麻郡猪苗代町大字川桁字宮ノ西四一〇 平成二十二年三月三十一日

安部医院一ノ木診療所 喜多方市山都町一ノ木字砂子田乙二三七三一 平成二十四年三月三十一日

池田皮膚科クリニック 二 伊達市保原町上保原字中ノ台四一―二〇 同

医療法人久慈会東白川中央 東白川郡棚倉町大字流字森ノ内五二 同

病院

須賀川スカイ薬局

須賀川市弘法垣五三―八

同 年二

しのぶ薬局 鏡石店

岩瀬郡鏡石町鏡沼二一四

同 月二九日

しのぶ薬局 文京店

西白河郡矢吹町文京町二二七―三六

同 同

しのぶ薬局

西白河郡矢吹町本町二五―一

同 同 (社会福祉課)

福島県告示第二百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、伊達西根堰地区に係る県営水利施設整備事業(基幹水利施設保全型)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十四年六月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年六月四日から
月二十五日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

福島市役所、伊達市役所、桑折町役場及び国見町役場

(農村計画課)

福島県告示第二百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、天屋地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十四年六月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年六月四日から
月二十五日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

会津坂下町役場

(農村計画課)

福島県告示第二百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、西後庵堰地区に係る県営農業用河川工作物応急対策事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十四年六月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年六月四日から
月二十五日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百八十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十四年六月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 解除予定保安林の所在場所

東白川郡矢祭町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
平成二十四年六月一日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林の所在場所

双葉郡広野町大字上北迫字大釣沢一五の一、三三の一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、広野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - (一) 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び広野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第二百九十号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十四年度において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十四年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

平成二十四年度皆伐面積の残存許容限度（単位：ヘクタール）	残存許容限度
同一の単位とされる保安林等の名称	
宇多川水源かん養保安林	八四・九八
宇多川土砂流出防備保安林	三九・九〇
宇多川干害防備保安林	〇・四四
新田川水源かん養保安林	二八三・八六
新田川土砂流出防備保安林	一〇九・六七
新田川干害防備保安林	五・〇〇
請戸川水源かん養保安林	二七四・〇二
請戸川土砂流出防備保安林	一二四・五四
請戸川土砂崩壊防備保安林	〇・〇四
請戸川干害防備保安林	四・二四
木戸川水源かん養保安林	四五七・五六
木戸川土砂流出防備保安林	九六・三二
木戸川防風保安林	一・七六
夏井川下流水源かん養保安林	五五七・三〇
夏井川下流水砂流出防備保安林	一二九・七二
夏井川下流干害防備保安林	八・五四
鮫川下流水源かん養保安林	三六九・七六
鮫川下流水砂流出防備保安林	二九・五〇
福島北東地区水源かん養保安林	三九八・五一
福島北東地区土砂流出防備保安林	一四六・四七

福島北東地区干害防備保安林	〇・九二
福島南西地区水源かん養保安林	一八九・五三
福島南西地区土砂流出防備保安林	三六・九六
郡山地区水源かん養保安林	六二四・三五
郡山地区土砂流出防備保安林	二六・二七
郡山地区干害防備保安林	六・四〇
郡山地区水害防備保安林	〇・一二
夏井川上流水源かん養保安林	五二・五六
夏井川上流水砂流出防備保安林	七・八〇
夏井川上流干害防備保安林	二・九二
阿武隈川上流水源かん養保安林	三六五・九四
阿武隈川上流水砂流出防備保安林	三五・六四
石川地区水源かん養保安林	〇・七二
石川地区土砂流出防備保安林	一・二四
石川地区干害防備保安林	一・五二
鮫川上流水源かん養保安林	一〇・〇二
鮫川上流土砂流出防備保安林	一五・七八
鮫川上流干害防備保安林	三・二二
久慈川水源かん養保安林	一六五・〇四
久慈川土砂流出防備保安林	九七・五八
久慈川干害防備保安林	〇・四四
猪苗代地区水源かん養保安林	三四八・九三
猪苗代地区土砂流出防備保安林	八三・五四
松原地区水源かん養保安林	二六二・八〇
松原地区土砂流出防備保安林	〇・五四
濁川水源かん養保安林	五二〇・七六
濁川土砂流出防備保安林	四三・四三
濁川干害防備保安林	〇・六二
阿賀川下流水源かん養保安林	二四〇・二四
阿賀川下流水砂流出防備保安林	九七・九八
阿賀川下流干害防備保安林	五・九〇
阿賀川中流水源かん養保安林	七〇八・三一
阿賀川中流水砂流出防備保安林	一一五・六四
阿賀川中流防風保安林	〇・〇四
阿賀川中流干害防備保安林	一・一六
只見川下流水源かん養保安林	八六八・三九
只見川下流水砂流出防備保安林	一二九・三七
只見川下流干害防備保安林	五・一八
阿賀川上流水源かん養保安林	一、〇八三・〇四

阿賀川上流土砂流出防備保安林 五〇七・二四
只見川上流水源かん養保安林 一、八〇一・九六
只見川上流土砂流出防備保安林 二五六・八八
只見川上流土砂流出防備保安林 五・七二
浜通り地区保健保安林 二九・四二
中通り地区保健保安林 一八・〇二
会津地区保健保安林 九八・〇〇
(森林保全課)

福島県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十四年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三五二号	南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳二二七九番二地 先から	平成二十四年六月一日
	同 郡同 村字燧ヶ岳二二七八番二地 先まで	

(道路計画課)

公 告**公告第139号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘、圧着等に関する業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274号の11第1項の規定により公告する。

平成24年6月1日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システムに係る納税通知書等の印字、封入封緘、圧着等に関する業務一式

- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号

落札者を決定した日

平成24年3月29日

落札者の氏名及び住所

株式会社阿部紙工 福島県福島市庄野字榎場1番11号

落札金額

① 印刷業務A 5,70円

② 印刷業務B 11,55円

③ 封入封緘業務 8,40円

④ 同時封入物封入業務 0,85円

⑤ 圧着業務 2,00円

⑥ 断裁業務A 0,45円

⑦ 断裁業務B 1,40円

⑧ フォールド業務 0,60円

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

特例政令第6条の公告を行った日

平成24年2月17日

(税務システム課)

公告第百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年六月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 申請のあった年月日
平成二十四年五月二十二日
- 名称
NPO法人災害復興支援ボランティアネットワーク
- 代表者の氏名
松本 光雄
- 主たる事務所の所在地
福島県南相馬市原町区下高平字荒井前二百八十六番地の1
- 定款に記載された目的
この法人は、災害時の被災地に対して、復旧活動に関する事業を行い、被災地復興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非

営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日
平成二十四年五月八日

二 名称
特定非営利活動法人ウエップストーリー

三 代表者の氏名
今井 淑子

四 主たる事務所の所在地
福島県郡山市本町一丁目十四番一号あさやビル二〇〇―B

五 定款に記載された目的
この法人は、一般市民や団体、その他の助言や援助を必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいのもとに、地域に根ざした生きがいづくりや支援に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと地域の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
江花川沿岸土地改良区

退任した役員
氏名

住所

理事 佐藤 清一 須賀川市長沼字豊町五〇番地

高橋 昭 市長沼字信濃町一二番地

宗像 久夫 市長沼字金町一六九番地

和田 光一 市志茂字鶏渡二四番地

小林 昭 市榊衝字古館九八番地

海村 治男 市矢田野字藤原一四〇番地

廣田 勝男 市堀込字内屋敷三四番地二

橋本 一衛 市木之崎字北六八番地

橋本 明 市保土原字古戸屋敷五二番地

常松 義憲 市岩渕字五斗蒔四番地

森 一 市泉田字竹之内一二三番地

同 浅光 市保土原字新屋敷九番地一

監事 柳沼 秀雄 市長沼字金町一四一番地
同 吉成 喜行 市泉田字西の内一二番地
同 吉田 文芳 市木之崎字下屋敷一番地

就任した役員
氏名

理事 佐藤 清一 須賀川市長沼字豊町五〇番地

高橋 昭 市長沼字信濃町一二番地

宗像 久夫 市長沼字金町一六九番地

安田 浩一 市志茂字日向二二番地

同 稲川 新治 市榊衝字古館一四七番地

同 添田 健 市矢田野字藤原一六一番地

同 廣田 勝男 市堀込字内屋敷三四番地二

同 森藤 文直 市木之崎字赤池六七番地

同 橋本 明 市保土原字古戸屋敷五二番地

同 真壁 友男 市岩渕字小仲井六二番地一

同 森 一 市泉田字竹之内一二三番地

同 同 市保土原字新屋敷九番地一

同 同 市榊衝字古町一六六番地二

同 同 市岩渕字小仲井九三番地

同 同 市長沼字上白ヶ堂四三番地

(農村計画課)

公告第四百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十四年六月一日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
袋原土地改良区

退任した役員
氏名

理事 永山 君雄

同 佐藤 誠 河沼郡会津坂下町大字長井字新田東一八五番地

同 佐藤 幹夫 町大字長井字花畑二二二八番地

同 渡部 由一 町大字長井字横岩四六〇九番地一三七

同 猪俣 治 町大字長井字花畑二二五四番地イ

同 渡部 光一 喜多方市慶徳町豊岡字川前三六六二番地

同 金子 惣一 河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二一〇五番地

同 村山 修一 喜多方市慶徳町山科字巻三三六〇番地

就任した役員

役別 氏名

理事 金子 久夫

住所 河沼郡会津坂下町大字長井字家ノ下二三八番地一

同 佐藤 幹夫

同 郡同 町大字長井字花畑二二二八番地

同 佐藤 誠

同 郡同 町大字長井字横岩四六〇九番地四三

同 渡部 由一

同 郡同 町大字長井字横岩四六〇九番地一三七

同 佐藤 信高

同 郡同 町大字長井字花畑二〇八四番地

同 渡部 光一

喜多方市慶徳町豊岡字川前三六六二番地

同 金子 惣一

河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二一〇五番地

同 大川原 定義

喜多方市慶徳町山科字卷三三六八番地

(農村計画課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十四年五月二十五日付け定例第二千三百八十七号中

一七三	上	一六	福島県南会津建設事務所	福島県南会津建設事務所
-----	---	----	-------------	-------------